

提出意見とそれに対する栃木県の考え方

「栃木県アルコール健康障害対策推進計画案」に対する意見募集を行った結果、1名の方から計8件の御意見を頂きました。貴重な御意見ありがとうございました。

提出された御意見を十分検討の上、それに対する県の考え方を次のとおりまとめました。

なお、類似の意見については、内容ごとにまとめさせていただきました。

項 目	意 見 の 内 容	意見に対する考え方
アルコール依存症の相談拠点について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の中にアルコール依存症が疑われる例があるのだが、見てみないふりをしたり、適切な相談が不十分だという現状がある。 ・ 相談支援専門員であっても、すべてがアルコール依存症について知識があるとは言えない。 ・ 20年前頃の保健所の保健師さんの活動の中には、アルコール依存症に関する勉強会のようなものがあった。 ・ 障害者相談支援専門員のカリキュラムに、「アルコール依存症」のコマをもうけてほしい。基幹センターや介護の拠点センターも同様に。 ・ 現場からの意見は、「ヘルパー」さんから上がってきます。ヘルパーさんの方が敏感なのですが、相談員が知識を持っていない。 	<p>本計画においては、P.16に「精神保健福祉センターにおいて、相談支援を行う者の人材育成を図るための相談の拠点を整備します」と記載しており、相談の中核を担う拠点の整備と支援人材の育成強化を図って参ります。御意見については、人材育成のための研修内容の検討の参考とさせていただきます。</p>
関係機関の協力体制について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 岡本台病院の「アルコール問題研究会」も、15年くらい前にはケアマネージャーや介護福祉士さんが来ておられた。 ・ 保健センターが起点となるのは理解しますが、障害者相談所の活用を検討ください。 	<p>本計画においては、P.16に「精神保健福祉センターや健康福祉センター等において、本人及び家族等の相談を実施するとともに、地域における医療機関・行政・自助グループ等と情報共有や協力体制を築くこと」と記載していることから、今後の取組にあたっては、相談支援事業者等との連携や活用も含めて、検討して参ります。</p>

なお、上記のほか、次のような御意見がありました。今回の意見募集の趣旨には沿いませんので、御意見を伺うのみといたしました。

項 目	意 見 の 内 容
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者でも、視覚障害の方でアルコール依存症も一つの原因で、視力低下後失明に至ったが、断酒を続けている方がある一方、身体障害で動ける方に依存症の方がいる。